

横手市入札心得

(条件付き一般競争入札等による建設工事)

入札参加の準備

- ・条件付き一般競争入札等を実施する場合は、あらかじめ秋田県電子入札システムで公告する。
- ・公告の時期は、原則として毎週木曜日で発注建設工事が生じたときとする。

施工条件等への質問

- ・施工条件等への質問は、秋田県電子入札システムにて行う。
※紙入札方式によることを認めた業者については工事担当課へファックスにて行う。(様式の指定はなし)
- ・質問の受付は、指定した期日までとする。
- ・回答は秋田県電子入札システムにて行う。
※紙入札方式によることを認めた業者については、工事担当課から回答をファックスにて送信する。

入札参加の申込

- ・入札参加を希望する者は、所定の期限までに秋田県電子入札システムで入札参加申込を行う。
※紙入札方式によることを認めた業者については、紙入札方式参加承諾願及び公告で定めた資料を所定の期限までに契約検査課へ持参し入札参加申込を行う。

入札辞退

- ・入札辞退をする者は、秋田県電子入札システムにて行う。ただし、提出した辞退届の撤回は認めない。
※紙入札方式によることを認めた業者については、入札執行前に入札辞退届を契約検査課へ提出すること。(持参・郵送・ファックスのいずれも可とする。)

入札の取り止め等

- ・下記のいずれかに該当する場合は入札取り止め又は延期する。
 - (1) 談合等不正行為により、公正な入札が出来ないと認められる場合
 - (2) 天災、その他やむを得ない事由が生じた場合
 - (3) 条件付き一般競争入札において、入札参加資格確認申請書の提出締切日時までに申請者がいないことが明らかになった場合は、入札を取り止めるものとする。
 - (4) 指名競争入札において、入札辞退等により、入札日前日(電子入札においては入札書提出締切日時)までに入札参加者が1人以下となることが明らかになった場合には、入札を取り止め、追加指名又は指名替えを行うものとする。
 - (5) 入札の結果、全者最低制限価格を下回ったとき等、再入札に参加できる条件を満たす者がいない場合

入札に関する留意点

- ・ 電子入札においては、入札参加者は指定した日時までに電子入札システムにより入札書を提出すること。
- ・ 紙入札方式によることを認めた業者について、入札書に記載する住所、商号及び代表者氏名並びに入札書の印鑑は、入札者があらかじめ届け出たものを用いること。
- ・ 紙入札方式によることを認めた業者について、入札書は、1件ごとに工事等の件名を表記した封筒に入れ提出すること。
- ・ 紙入札方式によることを認めた業者について、代理人に入札をさせるときは、委任状を提出すること。
- ・ 入札書には、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（課税事業者、免税事業者を問わない。）を記入すること。
- ・ 入札書の書き換え、引き換え又は撤回は認めない。
- ・ 入札書とともに、見積書も提出するものとする。
（見積書は設計図書の本工事費内訳書に準じた、工種別一式額を記載すること。）
- ・ 下記のいずれかに該当する入札は無効とする。
 - (1) 入札に参加する資格の無い者のした入札
 - (2) 入札保証金を納付させる場合に入札保証金の納付を行わない者又はその金額に不足のある者の入札
 - (3) 同一の入札に2以上の入札をした者の入札
 - (4) 同一の入札に2以上の入札者の代理人となった者の入札
 - (5) 談合その他不正な行為による入札を行ったと認められる入札
 - (6) 入札書の記載事項欠落、判読出来ない入札、首標金額を訂正した入札
 - (7) 記名押印を欠く入札（電子入札システムによる場合にあっては、電子証明書を取得していない者のした入札）
 - (8) 紙入札方式により入札書を提出した者のうち、開札に立ち会わなかったもののした入札
 - (9) 条件付き一般競争入札において、開札日から落札決定の日までの間において、入札参加資格要件を満たさないこととなったことが確認された者のした入札
 - (10) 工種別一式額の見積書の添付がない入札
 - (11) 見積書に、提出者の称号若しくは名称の記載がないもの又は記載に誤りがあるもの、建設工事の件名の記載がないもの、工事価格の記載がないもの又は工事価格と入札金額が異なるもの。
 - (12) その他、指示した条件に違反すると認められる入札

開札

- ・ 開札は、入札の終了後、直ちに当該入札場所において行います。この場合、入札参加者（電子入札システムにより入札した者を除く。）は開札に立ち会わなければならないものとします。

落札者の決定

- ・ 条件付き一般競争入札について、入札結果を保留とし毎週水曜日に開催される契約審査会の審査を経て落札者を決定する。

- ・ 予定価格の制限に達した入札がないとき等、落札者若しくは落札候補者が決定されない場合は、一度に限り再入札を行う。ただし1回目の入札において下記のいずれかに該当する者は再入札に参加できないものとする。
 - (1) 入札に参加しなかった者
 - (2) 最低制限価格を下回る入札をした者
 - (3) 入札が無効とされた者
- ・ 最低制限価格が設定されているときは、予定価格の制限範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- ・ 低入札価格調査基準額が設定されているときは、調査基準価格を下回った場合には、落札決定を保留しその入札金額で当該工事の適正な履行が可能か否かを調査した後に、落札者を決定することとする。調査の結果、適正な履行が可能であると判断された場合には、落札者として決定し、当該入札を行った者に対し通知するものとする。また、適正な履行が不可能と判断された場合には、次順位者を落札者とする。
- ・ 落札となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、次の手順により落札者（事後審査にあっては、落札候補者及び落札候補者に落札決定されなかった場合に次に落札候補者となるべき者の順位）を決定するものとする。
 - (1) 同札者にサーバ登録時刻順に0から番号をつける。
 - (2) 入札者のくじ値（3桁の数字）を全て加算する。
 - (3) (2)で加算した数字を同札者数で除算して余りを出す。
 - (4) (3)で出した余りの数字と(1)の番号が一致した者を落札者又は落札候補者とする。
 - (5) 事後審査の場合であって、同札者が三人以上あるときは、(1)から(4)までの手順により落札候補者を決定した後、(4)により決定された落札候補者を除外して再計算を行い、次順位者を決定する。以下、全ての同札者について同様に順位を決定する。

落札状況閲覧

- ・ 条件付き一般競争入札（電子入札）に付した、設計金額が200万円を超える建設工事の落札状況等については、秋田県電子入札システム（市ホームページにリンク有）にて公表する。
※紙入札方式によることを認めた業者が参加したものについては、市ホームページにて公表する。
- ・ 随意契約に付した、設計金額が200万円を超える建設工事の落札状況等については、市ホームページにて公表する。（秋田県電子入札システムを使用した場合は秋田県電子入札システムにより公表する。）

その他

- ・ ここに定めない事項については、入札公告書等にて別途指示する。
- ・ この入札心得は、令和7年4月1日から適用する。